

○厚生労働省告示第百五十号
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第七の規定に基づき、医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和六十年厚生省告示第百六十五号）の一部を次のように改め、令和六年四月一日から適用する。
令和五年三月三十一日
次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（療養病床及び一般病床に係る病床利用率）			（療養病床及び一般病床に係る病床利用率）		
第四条 規則別表第七に規定する療養病床に係る病床利用率は、〇・八八とする。			第四条 規則別表第七に規定する療養病床に係る病床利用率は、〇・九〇とする。		
2（略）			2（略）		
（平均在院日数）			（平均在院日数）		
第五条 規則別表第七に規定する平均在院日数は、次の表の上欄に掲げる地方ブロックの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。			第五条 規則別表第六に規定する平均在院日数は、次の表の上欄に掲げる地方ブロックの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。		
地方ブロック		平均在院日数	地方ブロック		平均在院日数
北海道	北	十六・五日	北海道	北	十五・七日
東北	東	十六・一日	東北	東	十五・三日
関東	関	十四・七日	関東	東	十三・六日
北陸	北	十五・九日	北陸	陸	十五・三日
東海	東	十四・一日	東海	海	十三・四日
近畿	近	十五・五日	近畿	畿	十四・七日
中国	中	十六・三日	中国	国	十五・四日
四国	四	十七・一日	四国	国	十五・九日
九州	九	十七・三日	九州	州	十六・三日

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率

（人口10万対）

性別	年齢階級別	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
男		0.0	0.0	0.0	3.2	6.2	6.2	8.3	10.0	18.8	33.5	51.2	87.2	140.4	212.6	330.7	541.7	1395.7
女		0.0	0.0	0.0	3.4	3.3	3.3	5.7	7.7	8.6	19.2	32.0	55.2	78.3	130.8	242.7	498.7	1970.2